平成２８年（フ）第１４５４号
大阪市旭区高殿２丁目３番20号　プレアール高殿206
債務者　岸原　滑雄
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５４０号
大阪市淀川区野中南２丁目２番14号
債務者　伊波　初子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５５号
大阪府茨木市総持寺台１番410号
債務者　内山　龍二
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７９号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　白雲寮
債務者　古島　愼吾
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６９号
大阪府守口市滝井西町２丁目５番５号
債務者　藥子　和恵（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７７１号
大阪府寝屋川市香里北之町18番19号
債務者　中尾真砂子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７７３号
大阪府吹田市岸部北３丁目７番30号（107）
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７７８号
大阪市平野区瓜破西２丁目５番26号　クイーンハイツ奥村407
債務者　吉田　一樹
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８７号
大阪市東成区神路１丁目１番14号パークレーン深江橋501号
債務者　今尾　誠
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６８号
函館市湯浜町９番６号
債務者　杉浦　輝幸
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第８７号
函館市人見町１番６号　サンオージェＡ－103
債務者　浜野　政春
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３３５号
埼玉県川口市東川口１丁目19番25―401号　メゾン東川口
債務者　小高　美斗
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４６号
埼玉県北本市中央４丁目215番地　メゾンド・シュクル101
債務者　鹿子木英典
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６３号
埼玉県上尾市大字上608番地１　エクセルＹＯＵ102
債務者　高橋　房子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
相模原市中央区田名5597番地１　フランブリーズⅡ　102
債務者　橋本　愛
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０６号
神奈川県座間市座間１丁目4203番地の４
債務者　スミス美幸（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１０９号
相模原市南区大野台７―10―７（入院中）、住民票上の住所東京都大田区東雪谷５丁目12番３号
債務者　杉浦不二男
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで　横浜地方裁判所相模原支部